

令和5年第2回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月12日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
一般質問	13
中村親夫君	13
村長発言	23
鈴木佑典君	24
同意第4号の上程、説明、討論、採決	29
議案第28号の上程、説明、質疑、採決	32
議案第29号の上程、説明、質疑、採決	34
議案第30号の上程、説明、質疑、採決	41
議案第31号の上程、説明、質疑、採決	43
行政報告に対する質疑	48
村長挨拶	50
企画財政課長発言	50
村長発言	51
閉議及び閉会の宣告	51
署名議員	53

議案等審議結果一覽.....	5 5
----------------	-----

令和 5 年神津島村議会第 2 回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 5 年 6 月 8 日

神津島村長 前 田 弘

記

- 1 日 時 令和 5 年 6 月 1 2 日 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 神津島村役場 2 階会議室
- 3 議 件
 - 1 同意第 4 号 神津島村農業委員会委員の任命について
 - 2 議案第 2 8 号 神津島村税条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第 2 9 号 清掃センター施設整備更新工事請負契約
 - 4 議案第 3 0 号 村営バス購入契約
 - 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 2 号）

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林正吾郎君

3番 清水勉君

5番 関真樹君

7番 鈴木国忠君

2番 清水勝彦君

4番 鈴木佑典君

6番 中村親夫君

8番 石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和 5 年 6 月 1 2 日

(第 1 号)

令和5年第2回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年6月12日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 同意第 4号 神津島村農業委員会委員の任命について
- 第 6 議案第28号 神津島村税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第29号 清掃センター施設整備更新工事請負契約
- 第 8 議案第30号 村営バス購入契約
- 第 9 議案第31号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第2号)

出席議員(8名)

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	福 祉 課 長	小川 徳 君
保健医療課長	鈴木 龍也 君	建 設 課 長	浜川 浩一 君
産業観光課長	渡辺 匡哉 君	教 育 課 長	氏井 重和 君

保 育 園 長 藤 井 小 百 合 君

空 港 消 防 所 長 清 水 豊 君

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 土 谷 文 康 君

傍 聽 人 (1 名)

新 井 正 浩 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和5年第2回定例会を開会します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、3番、清水 勉君、4番、鈴木佑典君を指名します。よろしくお願ひします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議いただいております。ここで議会運営委員会報告を鈴木委員長に求めます。

委員長、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

去る6月8日金曜日午前9時30分より、全委員出席の下、議長と事務局の同席を得て委員会を開会いたしました。

本定例会には、同意1件、条例の改正1件、契約2件、補正予算1件の5案件が上程されております。また、一般質問は2名の提出者があり、受理されております。

以上を審議し、今会期日程については、本日から6月30日までの19日間とし、会期中の日程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑な議会運営ができますようお願い申し上げます。

なお、クールビズの一環として、本日から10月31日までの期間を議会運営委員会の話し合いによりノーネクタイといたしましたことをご報告いたします。

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの19日間としたいと思ひ

ますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの19日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第3、諸報告を行います。

1として、令和5年第1回定例会会議録署名報告を5番、関 真樹君に求めます。

5番、関君。

○5番(関 真樹君) 令和5年第1回定例会会議録署名報告をいたします。

4月28日、鈴木議長、松本裕一議員、鈴木佑典議員と私とで、会議録177ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字・脱字17か所の訂正を行い、あとは正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石田隆美智君) ご苦労さまでした。

続きまして、2として東京都町村議会議員講演会報告を、1番、小林正吾郎君に求めます。

1番、小林君。

○1番(小林正吾郎君) 5月22日、アジュール竹芝において東京都町村議会議員講演会が開催されました。講師、法政大学法学部教授土山希美枝氏による「質問力を高める、議会力にいかす～政策資源としての一般質問」について報告いたします。

一般質問とは、議員が自分の活動と知見を集約し、我が村の政策、制度の争点を提起し監査、提案できる機会であること。議会の一部である議員が行政の政策執行の在り方に監査、提案することで、自治体政策を間接的に制御する機会であるということです。

講師による提案、先行事例の紹介であったのは、複数の議員が同じテーマについて異なる論点や視点で質問を行うことで、一人でやる一般質問の限界を超える議員間連携や追加的にほかの議員が(回数、時間を限って)質問することを認める関連質問。一般質問を議員が共有する村の課題として委員会の所管事務調査や委員会代表質問の導入検討。全議員参加の一般質問検討会議(磨き上げ)などでした。

議員一人ひとりが研鑽を重ねることはもとより、議員間の議論、対話を通じ連携することで議会力を向上し、我が村の政策、制度は議会があるから(行政だけより)よい状態であると村民からの評価を得られるよう、これからも努めてまいります。

以上です。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、3として議長報告を行います。

議長報告は、5月からの報告となります。

5月8日、令和5年第2回臨時会を開催しました。

5月13日から14日で、東京アイランドフェア島じまん2023に出席しております。

15日、東京都島しょ町村議会議長会第1回臨時総会に出席しております。

16日、ジュリア東京会議に出席しております。

18日、令和5年度大島支庁管内都事業説明会に参加しております。

20日、第84回黒船祭に参加しております。

22日、東京都町村議会議長会第1回定期総会に出席しております。

同じ22日に、東京都町村議会議員講演会及び意見交換会に出席しております。

23日、町村議会議長・副議長研修会に出席しております。

27日、中学校の四島大会を見学しております。

6月8日、令和5年第2回定例会議会運営委員会を開催して、出席しております。

以上のおり報告いたします。

続きまして、4として行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、お手元の村長報告により、主な部分について説明させていただきます。

これは令和5年3月1日以降の報告になります。

まず、3月2日でございます。東京諸島海域におけるグリーン水素製造。これは風力発電をして、その電気により水素製造というようなことでございますが、この件につきまして、6月9日金曜日、先般、議員、漁協の理事、皆様を対象に説明会を開催させていただいたところでございます。

当海域が日本の中でも風が強いと。この風を利用して風力発電を行って、さらにこの電力によってグリーン水素、このグリーン水素というのは一切二酸化炭素を出さない自然のエネルギーを利用してというようなことでございます。これを都市部に供給するということでございます。これが、実際にこの当地方で可能かどうかという調査をしたいということでございまして、一番問題になるのが、やはり神津島は漁業が盛んな場所でございますから、

それらの問題とか、あと景観の問題、さらには今後東京都や国のほうとを含めて様々な調整が必要になってくるということですが、これが実際に事業展開できるということになれば、神津島の雇用の創出、そして地域活性化に大きく貢献できるのではないのかと、私はこのように思っております。

次に8日、10日でございますが、8日から10日、村議会第1回定例会を開催しております。

15日は、地域活動支援センター家族懇親会。これは地活センターを利用する利用者、そして家族の皆様と年に1回、いろいろな意見の交換をすると、このような場でございます。現在、地活センターでは13名の方が利用している状況でございます。

21日、eスポーツ大会。これは、神津島と三宅、オンラインによってスポーツ大会、これはサッカーゲーム大会が開催されております。神津島では、4チーム約50名が参加して、三宅島とのオンラインによるサッカーゲームを実施しました。

22日、波力発電に係る現地視察。音声発電や歩行者マットなどによる発電を手がけるグローバルエナジーという会社があります。これが取り組む新技術の波力発電装置を試験的に神津島に設置したいとのことで、漁協や港湾局との意見調整を行っております。

これにつきまして、まだ港湾のほうとの正式な意見、港湾のほうで場所を提供するとかということ、まだこちらのほうには来ておりません。

次に、29日、村議会第1回定例会開催されております。

4月3日でございます。神津島村消防委員会委員並びに消防団幹部の辞令交付が行われております。消防委員2名、そして消防団幹部の辞令交付でございます。

次に、11日でございます。区長会議、これは、区長、組長が交代によることに伴い、説明会を兼ねた区長会議ということで開催されます。

また12日は、柳沢氏一行映画撮影現場視察ということでございまして、この神津島で映画の撮影をしたいということで、東京都島しょ振興公社を仲介して話がありまして、神津島ではお願いしようということで受けております。主演は武田梨奈さんという女性の方なんですけれども、空手家でもあり、CMなんかでも空手の何かそういうのに出ていたり、あと「ワカコ酒」というような番組にも出ていたりということで、この方がアクション映画で、映画を神津島で撮影するというようなことでございます。実際の撮影につきましては、観光シーズンが終わって、9月以降ということで予定されております。

17日は、東京都総務局行政部調整担当部長一行が来島されております。これは、着任後の挨拶を兼ねまして、東京島嶼部の事務共同化に係る説明ということでございます。現在、児

童手当等に関する事務が共同化ということでスタートされておりますが、今後は、課税とか、給与、例規集等関係などの事務共用化も進めていきたいと、このような話でございました。

また、同じく17日ですが、百歳祝金の贈呈式を行っております。今回は4名の方が対象になっておりまして、この百歳祝金制度、平成7年から施行されて、現在まで29年間の間で9名が対象になっております。

次に、26日でございます。東京都島嶼町村会研修会。これは、スターリンク概要についてということでございまして、衛星を活用したインターネットで、条件の悪い不感地帯でもインターネットアクセスがスムーズにできる。これらのことで説明がありまして、メリット、デメリットにつきましても説明がありました。一番の問題となるのが電源の確保ということでございました。

27日、東京都町村長会議。これは、東京都の局長、部長級幹部の着任、異動、これらに伴う挨拶がありました。また、報告事項としては、東京都における空家施策実施の方針とか、多摩東京移管130周年記念イベントの概要等、説明がありました。また、このほかに、大島の三辻町長退任に伴う挨拶もこの会議の中で行われております。

29日は、渋川市小野上温泉まつり。これは4年ぶりの開催になります。4年ぶりに参加してまいりました。高木市長、また角田実行委員長との再会も4年ぶりということでございまして、神津島の物産も大勢の人たちがこのブースに訪れてにぎわってございました。子供たちの交流も行われておるわけですけれども、今年度、来年の3月になりますが、神津島の小学生徒が、この小野上地区に訪問の予定となっております。

5月1日でございます。石原衆議院議員・三宅都議会議員が来島対応しております。この際に、一番最初に説明いたしました風力発電、そして観光地・観光産業の再生、高付加価値化事業採択に係る要望ということで、これらの事業について、東京都、国のほうも協力してもらいたいということでお願いをしております。

この風力発電に関しましては、国のほうも、今これから関わっていくということで、石原先生のほうも業者のほうと話を進めていきたいと、このようなことで言っておりました。

また、観光地・観光産業の再生、高付加価値化事業につきましましては、5月30日付で採択され、国の補助金を受け入れることができるようになったところでございます。

8日は、村議会第2回臨時議会が開催されております。

次に、10日でございますが、消防委員会委員・消防団幹部の辞令交付でございます。これは、先ほども同じような説明をしたわけですけれども、村議会議長の交代に伴いまして、消

防委員、そして消防団の副団長の辞令交付が行われております。

12日は、東京都栽培漁業推進協議会。これは従来、サザエとかトコブシ、貝類のみの種苗生産を行っていたわけですが、近年の海水温の高温化による影響だと思われませんが、稚貝放流後の漁獲成果が上がっていないと、このようなことから、以前から海藻とか、その他の種苗、例えばアカハタとか、このようなものをやったらどうかというようなことを提言されてきているわけですが、今回、アカハタや海藻であるアントクメなどの海藻の生産、種苗の生産も計画していくと、このように明確化されました。

13、14日ですが、2023の島じまん、5年ぶりの開催となりました。2日間で約10万1千人の来場者がありました。

15日は、東京都島嶼町村一部事務組合団体長会議、東京都島嶼町村長（臨時）会議。これは、一組管理者及び島嶼町村会会長であった大島の三辻町長の退任に伴い、新たに新島村の青沼村長を選任したものでございます。

16日、ジュリア東京会議。今年度のジュリア巡礼ツアーにつきまして協議いたしました。ここ丸々3年間は、ジュリアの巡礼ツアーを組んでも、コロナのためにほとんど開催されなかったというような状況が続いておりました。今回は50名程度の比較的多くの人を集めて11月頃に開催しようと、このような予定で計画されております。

このジュリア祭は、神津島の重要な文化の一つにもう既になっております。今後、途切れることのないよう様々な取組をしていくことを、ここで皆さん意見一致で確認したところでございます。

次に、22日ですが、字句の訂正をお願いします。22日の2行目、東京都漁港漁場整備となっておりますが、これは整備でなく協会でございます。東京都漁港漁場協会理事会でございます。

22日の東京都町村議会議長会との意見交換会。これは東京都の町村議会議員、そして島嶼部選出、三宅都議会議員、西多摩地区選出の田村都議会議員ほか関係者約130名が出席、意見交換会をしております。

23日、伊豆諸島地域航路流通効率化事業協議会。これは、現在導入されている東海汽船が使用している冷凍コンテナですね。このコンテナが導入から既に結構な年月がたっていて、古くなってきている。買い換えなければ、つくりかえなければいけないというようなことから、この離島活性化交付金を利用して入れ替えようというような、この協議会でございます。国から2分の1の補助、そして各町村が4分の1、東海汽船が4分の1、このよう

なことで導入をすることとなっております。1基約330万円、神津島については、令和5年度で2基、令和6年度で1基、計3基を導入する予定となっております。

同じく23日の東京都島嶼町村会研修会では、気象庁本部を訪問し、近年の気象状況及び地震火山状況について説明を受けました。また、気象防災オペレーションルームや地震火山オペレーションルームのほか、庁内の視察を行ったところでございます。

28日、30日ですが、全国離島振興協議会理事会・総会及び行政視察となっておりますが、この「及び行政視察」のほうは、台風の接近に伴いまして離島のほうには渡れないというようなことから、大島から小笠原まで相談しまして、離島に渡れないのであれば行政視察のほうはやめようと、台風も接近しているということで、このようなことで行政視察のほうは行っておりません。理事会と総会を開催した後に帰島しております。

この理事会と総会が沖縄県那覇市の市内において開催されております。北海道から沖縄県まで全国離島市町村長、事務局、国会議員等が来島、約200名が一堂に会し、理事として会長、副会長の選任を行っております。

このほかに、全国離島振興協議会通常総会決議案、離島航路・航空路支援抜本拡充に関する特別決議、この2件につきましては、皆様のほうにお手元に配付している資料でございます。後ほどご覧いただければと思います。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのときに質問をしてください。

続きまして、5として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、令和5年3月1日以後の教育行政報告をさせていただきます。抜粋して報告させていただきます。

3月3日、離島留学生保護者来庁。卒業生の保護者が来庁され、村民皆様への感謝を申し上げておられました。

4日、第49回高校卒業式。離島留学生4名を含む計22名の生徒が卒業されました。

11日、中学校音楽発表会。久しぶりにマスクなしでのすばらしい合唱を聞くことができ、皆様感動しておられました。

17日、第75回中学校卒業式。15名の生徒が卒業されました。

続いて、リーディングスキルテスト教職員研修。これは児童・生徒のテストの結果分析を

踏まえ、重要な読解力を育むための授業づくりについて、講師より小・中学校の先生方へ講義が行われました。

19日、第22回渋谷区・伊豆諸島親善サッカー大会。三宅都議、渋谷区長、渋谷区議会議員が来賓として来場され、全8チームでの試合が開催されました。これまで数度の中止がありましたが、約25年の歴史ある親善大会となっております。

23日、第141回小学校卒業式。13名の児童が卒業されました。

25日から28日、奥多摩町小学生体験交流事業。小学校4年生から6年生の児童19名が参加し、奥多摩町児童と交流し、奥多摩町において、陶芸教室や川でのニジマス釣り、また奥多摩湖、小河内ダム、日原鍾乳洞などを見学いたしました。

4月3日、学校教職員辞令伝達式・主任発令式。新たに着任された方や主任になられた方へ辞令交付を行いました。

13日、学校・しま子屋会議。スタッフ、教職員、教育委員会での関係者により、今年度の事業運営などについて協議をいたしました。

17日、奨学資金貸付選考委員会。申請資料等を基に、今年度の貸付け及び給付について審査、選考を行いました。

20日、東京都島しょ町村教育委員会教育長協議会（都庁）。都庁におきまして、大島から小笠原までの9町村の教育長による協議会に出席いたしました。東京都からの各種報告、事業説明や協議会の案件審議、情報交換などが行われました。

24日、新島地区校長会。これは新島での開催となります。利島、新島、式根島、神津島による小・中学校の校長及び教育長による会議で情報交換などが行われました。

裏面をご覧ください。

5月4日、佐久バルーンフェスティバル30周年記念。

5日、第61回佐久鯉まつり。コロナ終息により久しぶりの招待となり、渡辺産業観光課長と出席してきました。大変よい天候にも恵まれ大盛況で、3日間で30万人以上の来場者との報告が後日ありました。

佐久市は、神津島以外にも、岩手県大船渡市や神奈川県茅ヶ崎市など8つの友好関係都市があり、一同に会しての視察や歓迎会も開催されました。また終了後には、元佐久市長で毎年のふるさと納税や広報こうづへの俳句を寄稿していただいている神津武士氏を表敬訪問してまいりました。御年97歳ですが、プール通いや執筆活動などをされているとのことでした。

9日、中学校2年生職場体験。各生徒、都内の様々な職場へ分かれ、職場体験を実施いた

しました。

10日、教育総合会議・第2回神津島村教育委員会議。教育委員に対し、村長から令和5年度村の基本方針について、私から教育大綱や教育振興プランについての説明をいたしました。

15日、小学校6年生移動教室。天候にも恵まれ、予定どおり日光などを訪れることができました。

22日、大島支庁管内着任教職員研修。今年度大島支庁管内の小・中学校に着任された先生方に対し、「島嶼ならではの教育について」という内容で、オンラインにより私から講義を実施させていただきました。

23日、小学校5年生宿泊体験学習。国立科学博物館や上野動物園なども見学いたしました。

23日から25日、東京都島しょ町村教育委員会協議会（大島大会）。島嶼9町村の教育長、教育委員の協議会が大島にて開催されました。昨年は小笠原での開催でした。前日地震のあった利島村と新島村、また遠隔の小笠原の教育長はオンラインでの参加となりました。

大島では、平成25年の台風災害により土砂災害のあった跡地に整備されたメモリアル公園、また慰霊碑、そして火山博物館などの視察を行い、協議会会議は、図書館、教育委員会が設置され、子ども家庭支援センターなどが併設された生涯学習センターで開催され、各島の教育の現状や課題などについて報告、情報交換が行われました。

27日、中学校四島体育大会（神津島開催）となりました。とてもよい天候に恵まれた中、利島、新島、式根島の中学校生徒が来島し、大きなけがもなく無事開催されました。

30日、学校管理職連絡会（高校）で行っております。これは、小・中・高の校長、副校長と教育長、そして教育委員会との連絡会となります。

上記のとおり報告いたします。

令和5年6月12日、神津島村教育委員会教育長、清水一正。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

◎一般質問

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、一般質問を行います。

今定例会には、2名の議員から一般質問が提出されております。

◇ 中 村 親 夫 君

○議長（石田隆美智君） まず最初に、6番、中村親夫君の一般質問を許可します。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 議長の許可を得まして、6番、中村が一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙及び資料のとおり、社会動向を見据えた確実な財源確保について、及び村民憲章碑設置について、並びに星空保護区認定までの経緯と認定後の取組について伺います。なお、詳細については自席で質問をさせていただきます。

まず、社会動向を見据えた確実な財源確保についてを伺います。

村の健全財政を維持するためには、国や東京都の動向を的確に捉えるためにアンテナを高く張る。これは情報感度を高めるという意味でございます。村の施策に合致する補助金は交付金等を可及的速やかに対応し、財源確保の努力を行っていく必要があることは言うまでもありません。

地方自治体の財源には、自主財源と依存財源があり、自主財源は、市町村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入から成っております。

お手元の資料のとおり、神津島村の自主財源比率は令和4年度では13%となっています。

自主財源の多寡は、行政活動の自立性、安定性を図る尺度となります。しかしながら、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金、あるいは東京都からの補助金である市町村総合交付金が自主財源の補完的要素を有していることや、大きな起債等の要因により見かけ上の自主財源比率が大きく変動することがあり、この比率が低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限りません。

自主財源については、村の人口も微減であり、村税収入は横ばい状況で多くは望めません。

そこで、ふるさと納税、寄付金について着目しまして調査してみました。お手元のA3の資料の左の一番下のほうなんですけれども、この資料のとおり、八丈島は別格として、大島、新島、三宅島よりも納税収入が多くなっております。特に令和1年度490万円、令和2年度894万円、令和3年度934万円となっております、平成30年度より大幅に増加しております。

ここで、村長、質問に入ります。

自主財源の現状とふるさと納税が大幅に増加になった要因を村長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、将来にわたり安定的な行財政運営を実施していくに当たりまして、この

自主財源の確保につきましては重要な課題であると認識しておるところでございます。

そのような中で、本村の自主財源比率につきましては、令和4年度の最終補正後ですが、これは13%の見込みとなっております。この比率ですが、過去10年間におきましても20%弱で推移しているところがございます。

また、歳入における村税の割合ですが、7%前後で推移しており、税込額といたしましても、10年前から2億円強と、約2億円ぐらいと横ばいの状況となっております。

これらの表は、都内の団体と比較すると低いものの、島嶼部で比較した場合、本村が著しく低い数字となっているわけではございません。しかし、加速する少子高齢化や景気の低迷により自主財源の確保が、今後ますます厳しいものとなっていくと予想しておるところでございます。

そこで、これらの諸問題を解決すべく、令和2年度に第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和3年には神津島村第5次総合計画を策定するなど、基本計画を軸とした行財政運営を展開するとともに、村税、使用料や手数料、寄付金などの自主財源の確保に向けて、確実な取組を実施しているところがございます。

そのような中で、ご質問にありましたふるさと納税でございますが、本村は制度開設と同時に平成20年から受入れ、受付を行っております。当時ですが、10件程度であったものが、令和4年では230件を見込んでおります。島嶼部の比較においても、件数でいきますと、この表にありますとおり、小笠原が1番、次いで神津島が件数では2番となっておりますところがございます。

また、金額につきましては、八丈島が突出しているわけですが、八丈島の突出した金額は、島内の業者、1件の業者が毎年1億円のふるさと納税を実施していると、このような状況から突出した金額となっているという状況であります。

このように、件数、そして増えてきた背景といたしましては、第1に、全国的にもふるさと納税の認知度が高まったという要因もあって考えております。

また、ちょうど神津島村が取り組んだ星空保護区認定による知名度アップも一つの要因であると、私は考えておるところでございます。

一方で、ふるさと納税における総務省や各種リサーチ会社による調査によりますと、納税の目的としては、43%の方が返礼品目的であるという結果が出ております。また、同じ自治体への複数回実施したというリピーター層が65%、ポータルサイトを利用したことがある方が9割を超えているなど、各種調査結果を踏まえ、本村の取組といたしましても、返礼品の

取扱数を、令和元年の、令和元年は3品目しかありませんでしたが、現在は21品目へ増やすとともに、2企業とポータルサイトの契約をするなど、納税者に選ばれやすい自治体を目指しております。

さらに、納税者の個別データ管理を行うとともに、それぞれの納税者に応じてお礼状の中に観光パンフレット、星空保護区のパンフレットやポスターカードなどを同封するなどの工夫も行っておるところでございます。

このように、ふるさと納税が増えている要因といたしましては、これらの地道な取組が成果につながっているのではないかと、このように考えております。

今後も、自主財源の確保に向けた取組を推進していくことは当然ですが、自主財源は依存財源である交付税とも密接に関係してくることから、全体バランスの取れた行政運営を徹底してまいります。

また、資料で見させていただきますと、令和2年と令和3年が神津島の中でも約900万円、930万円と額が極端に多くなっているわけですが、これは2年間にわたってZ O Z Oの前澤さんのほうから、2年間続けて500万円ずつの寄付、ふるさと納税を頂いたと、このようなことから、この2年間は多くなっていると、このような数字になっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 自主財源の現状につきましては、ただいまの村長の説明のとおり、よく理解できました。

そして、ふるさと納税ですが、令和2年度に前田村長自ら星空保護区認定に伴い、星空ガイドの養成や施設整備等を行い、観光活性化を図りたいというスタートトゥデイ代表取締役社長である前澤友作氏にツイートして、500万円納税していただきました。さらに令和3年度、東京都内で神津島村長のみがツイートして500万円納税していただいて、2年間で1千万円のふるさと納税を稼いだと言えますね。このことは、常にアンテナを高く張って、情報感度を高めていたという成果だと私は考えております。

そして、ふるさと納税の返礼品ですが、神津島には盛若、椿油、また黒曜石を加工したものとか、地ビール、赤イカ入りの塩辛等があつて好評のようです。もし地元の名産品を生かして、今後もふるさと納税を獲得するために、さらに努力されたらと考えております。

次の質問に入ります。

都支出金は、村の一般会計歳入のうち39%、令和4年度ですね、占めている貴重な財源です。市町村総合交付金の算定については、団体割、基準財政割、経営努力割、まちづくり振

興割、特別事情割等を基に算出しているが、その中でも経営努力割、まちづくり振興割が大きなポイントとなっております。都支出金の推移を見ると、平成30年度10億5,440万円、令和4年度13億1,990万円と増加しております。

都支出金について増加の要因と、及び経営努力割、及びまちづくり振興割の内容について村長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁いたします。

この都支出金につきましては、ご承知のとおり、都の負担金や委託金、そして補助金などにより構成されております。この都支出金の歳入額につきましては、村が当該年度に実施する事業量によって大きく左右されているところでございます。それ以上に、市町村総合交付金が都支出金の約7割を占めている状況を踏まえますと、その交付額が大きく影響してくると考えております。

この市町村総合交付金につきまして、その交付額の推移について調べましたところ、平成24年度が6億1,600万円、これは端数をちょっと処理していますが、6億1,600万円のものが、令和3年度には9億2,500万円と大幅に約1.5倍増となっております。これが、都の支出金が増えている一番の要因なのかなと考えております。

また、この市町村総合交付金の算定に当たりましては、財政状況割、経営努力割、振興支援割、これはいわゆるまちづくり振興ということですが、これらの項目から算出されて、令和4年度においては経営努力割と振興支援割の交付額が全体の93%を占めている状況となっております。

そこで、ご質問の経営努力割の内容ですが、市町村が取り組む経営努力により、分配、配分されるものでございまして、具体的には、人事給与制度の状況、村税などの徴収率の状況、歳出削減の状況等によって、これらが配分されることになってきます。

一方、振興支援割ですが、市町村が実施する地域の振興に資する各種施策に対して配分されるものでございまして、主に公共施設の整備費などが対象になっております。

このように、市町村総合交付金は公共事業の量や団体の経営状況によって大きく左右されることから、適正な財政運営を徹底しているところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 依存財源である市町村総合交付金について、経営割、振興支援割の影響が大きいことは理解できました。

そして、神津島村ですけれども、東京都の宝島事業の一環として星空保護区に認定され、内外にダークスカイ・アイランドとしてPRしております。私は、東京都からの印象も非常によいと思います。

これから市町村総合交付金を堅実に得るために、当然今までも実践されていると思いますが、経営努力割、振興支援割を勘案した堅実な短期・中期計画を、今でも作成しているとは思いますが、企画して進めていったらよいと考えます。

次の質問に入ります。

村民憲章の制定の目的ですが、村民憲章は村づくりの方向性を示し、村民の一人ひとりが村づくりに主体的に取り組んでいくための道しるべとなります。

私は、平成25年9月の第3回定例議会一般質問で村民憲章の制定について、元石野田村長に提言しました。そして、村は平成26年9月に神津島村民憲章を制定しました。

村づくりの指標となる村民憲章は制定されております。村役場からの封筒の裏面にも、このような形で印刷されております。

それで、村民にも分かるように、児童・生徒にも神津島の美しい自然、歴史、文化など、豊かな心と郷土愛を育む村づくりのために、村民憲章碑を村役場、村役場の敷地が狭いとなればよっちゃーれセンター広場に設置すべきと考えます。石碑が高価でしたら、私は案内板等の安価の安いものでよろしいと思います。村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 答弁させていただきます。

この村民憲章の制定時でございますが、当時は私も職員で、この議場で中村議員の一般質問で提言を受けて制定されたということ、私もしっかりと記憶しているところでございます。

現時点では、この村民憲章の憲章碑の設置につきまして具体的な考えはしておりません。しかしながら、「郷土を愛し、自然に親しみ、美しい村をつくりましょう」など5項目にわたるすばらしい内容を、地域の皆様にもっとよく知ってもらわなければならないと、このように考えております。このために、今後、公共施設への掲示をして、区長会を通じての全戸配布やホームページへの掲載などを行いまして、周知徹底してまいりたいと、このように考えております。

ちなみにですが、ほかの島の状況も一応調べてみました。大島支庁管内でいくと、利島は記念碑が設置してあるということで、それ以外のところは設置はしていない。一応、このような状況になっております。

以上でございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長のお話、よく分かりました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

神津島村は2020年12月、国際ダークスカイ協会、IDAより、西表石垣国立公園に続き、日本で2番目に星空保護区に認定されました。認定の条件として、1、夜空の暗さがIDAの基準をクリアしていること。屋外照明の形状、色温度がIDAの基準、上方光束零%、色温度3千ケルビン以下をクリアしていること。地域住民の理解と賛同が得られること。そして、夜空を体験できるプログラムやツアーの実施等が挙げられております。

認定に向けた取組として夜空を守る環境を整えるため、東京都の宝島事業のサポートを受けながら、神津島星空公園条例及び神津島の美しい星空を守る光害防止条例を制定しまして、2020年1月より施行しました。

星空保護区認定のために大きなポイントとなる屋外照明は、IDAの基準をクリアした照明に取り替えた。ちなみに、村道部改修数342基、撤去数14基、都道部改修数207基、撤去数18基。そして、屋外照明改修によって光の量の変化は、光害対策の屋外照明は従来と比べて、上方への光の漏れとまぶしさを抑えております。

ここで村長に伺います。

村長は、小さな島から地球に優しい観光産業を発信すると言われております。日本で2番目、東京都で初となる星空保護区にIDAより認定された神津島村、村内全ての屋外照明を改修して、理想的な夜の光環境を実現しました。

この事業は全国的に認知されておまして、神津島に続いて岡山県井原市美星町も日本で3番目に星空保護区に認定されました。神津島が2番目に認定されたことは偉業であって、非常に評価されます。星空保護区認定までの取組の中で苦労された点や達成後の思いを村長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 答弁させていただきます。

この星空保護区に係る取組についてご評価をいただき、本当にありがとうございます。

それでは、答弁いたします。

このIDAの基準の一つであります夜の暗さを保つということなんですけれども、これらの点が、今までの明かり、街灯から、暗くするという、この街灯を交換しなければならなか

った、これらが一番の苦勞した点ということでございますが、本来の街灯の目的は、防犯や安全を確保するというこのためにあるわけございまして、星空保護区の認定のためには必要以上の明かりを制限する、このような、それとあとは制限して、照明の色合いといひますか、以前は白色でしたけれども、蛍光色とよく呼ばれます。この照明の色を蛍光色からオレンジ色の電球色に変更すること。そして照らす範囲を狭めて、上空に光が漏れないようにする。これらの改変を行わなければならないと、このような条件がつけられておりました。

当初は住民の皆様から、暗くなるのではないかと不安だとの声も聞かれましたが、説明会を開催し、ご理解そしてご協力をお願いしたところでございます。

また、当時は街灯の明るさを落とすという考えは一般的ではなかったために、IDA、国際ダークスカイ協会の基準に合致する照明器具自体が全くありませんでした。これを製作してくれるメーカーを探すことから始めなければならなかったということでございます。

これにつきましては、当時の産業観光課長が中心となりまして、電気器具メーカーとの度々の折衝を重ねて、ようやく新規開発となった経緯があります。

さらに、村道だけではなく都道においても、都の全面的な協力の下、全ての街灯の交換をすることができました。当初は暗くなって不安を感じるという住民の方もいらっしゃいましたが、そのような場所には新たに街灯を追加、設置するなど対応してまいりました。

現在は、村落内、そして家の庭、道路からも星空がくっきりと見えるようになりました。観光客をはじめとした来島者はもちろんのこと、住民の方からも、夜空を眺める機会が増え、新たな神津島の魅力に気づかされたとの意見を耳にするようになりました。

また、ついででございますが、この星空保護区4例目として、福井県の大野市が4月25日に申請をしております。この取組は、さらに全国的に拡大していくものと思っております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長は、国際ダークスカイ協会の存在を知り、美しい神津島の星空を子や孫の代まで残すことを目的として星空保護区認定に取り組むことを決定しました。特に、星空保護区認定のための大きなポイントとなる屋外照明、星空に優しい照明について、IDAの基準をクリアして、村道部、都道部の照明改修工事や地域住民の理解と賛同を得るための働きかけなど、大変苦勞があったと私は認識しております。

屋外照明が従来と比べ暗くなったためのデメリット、メリットはありますけれども、星空保護区認定について観光業界を見ると、私はメリットは大きかったというのではないかと、このように考えております。

なお、この事業を実質的に担当された当時の課長さんは、私はいい仕事をしたと思っております。困難な業務に辛抱強く向き合い、業務を達成した。これは大きな評価に値すると私は申し添えておきます。

最後の質問に入ります。

村は星空保護区認定後の取組として、星空保護区のガイドとして活躍できる人材の育成事業として、星空ガイド養成講座を開設しました。2022年は14名がガイドとして認定されております。そして、星空保護区のロゴマークを作成、車両マグネットを島民に配るなど、島民や観光客に周知して、神津島星空保護区のPRに役立っております。

2枚目のA4の資料がありまして、そこに取組後のことが写真に載っております。島民や観光客に周知して、神津島保護区のPRに役立っております。

さらに、展望台とモニュメント、星占いに使われる黄道十二星座、おひつじ座からうお座までの星座をモチーフにしたベンチを島内の絶景スポットや星空観察スポットに設置しました。

また、コニカミノルタプラネタリウムの主催であります。広末涼子ナレーションによりヒーリングプラネタリウム「星夜に浮かぶ島」を、都内の3か所のプラネタリウムで上映しました。ちなみに私も昨年12月3日に有楽町のプラネタリウムで鑑賞しております。

ここで村長に伺います。

星空保護区認定後の取組について、星空ガイドに認定された方々が星空ガイドとして現在活動して、神津島の星空の魅力を伝えております。

展望台などに設置されております12星座のベンチに来島者が座って写真を撮っている情景を時折目にします。ヒーリングプラネタリウム「星夜に浮かぶ島」を鑑賞しまして、ヒーリングというのは癒やしという意味なんですね。癒やされる。癒やしを求めて神津島に来島されたお客様の声も耳にしております。

また、星空保護区認定地域、西表石垣国立公園、井原市美星町との今後の交流を深めることも大切です。

観光業について、お手元の資料にグラフがありますが、令和2年、令和3年とコロナ禍の影響で来島者は2万2千人ほどに落ち込みました。アフターコロナが現実となる中で、星空保護区認定後の取組を実施した結果、星空観賞目的の来島客が増えてくると思われます。

星空保護区認定後の取組を行い、新たな観光資源が開発されました。これで神津島の観光資源は、陸・海・空と三拍子そろいました。陸というのは、花の百名山である天上山、海は

透明度のよい海ときれいな広い砂浜、空はダークスカイ・アイランドの星空です。

神津島は自然に恵まれております。星空保護区認定後の取組を実施した結果の思いと、今後来島客増を目的とした観光振興を図るため、どのような施策を講じていくのか、村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

今後、観光振興を図るためにどのような施策を講じていくのかということですが、先ほどの答弁でも述べましたが、住民、来島者の皆様から星空に関して好意的な意見が聞かれるようになりました。海岸では、ウミガメの産卵も確認され、少しずつではありますが、星空保護区の認定、光害対策の効果が始まっているのではと感じております。児童・生徒への環境教育、そして星空ガイドの養成などを、今後も継続的に実施していきます。

観光振興の一環として、星空は冬の澄んだ空気のと看がきれに見えるわけですが、これが夏季観光集中型の観光を打破して、周年観光につなげていかれるのではと、このようなことも考えております。

星空観測は、天候に大きく左右されるわけですが、現在、これはまだ計画ということでございますが、東京都のほうのサステナブル・アイランド創造事業というのがあります、この中で取り入れていきたいなと思っておるところでございますが、これがまだ、今後協議によっては内容が変わるといふようなこともありまして、その内容を詳細にお知らせすることはできませんが、これらを活用してよたね広場の一角に風や気温の影響を受けずに星空観測ができる小型の施設、小型の天文台といひましようか、これらの施設や雨天の場合でも神津島の星空が堪能できるよう、施設内の壁面に映像を投影できる施設の設置、これらを検討しております。

これらは、計画が実現できれば、星空だけでなく、祭りの映像とか、そして天上山の映像とか、海の映像等も作成して上映できるのではと、このように考えておるところでございます、悪天候時の観光対応として大きな役割を担ってくるのではないかと、このように考えております。

また、先ほど福井県の大野市が4例目の申請をしているというふうに申し上げましたが、これは同じ答弁になりますが、全国的にやはりこれからも広がっていくだろうと、このように考えておまして、将来的には全国、星に関する市町村が、星空サミットの的なものを開催して、全国的な知名度アップを図っていつて、この観光産業振興に一役担えればいいのかな

と、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長はただいま観光振興事業の施策を述べられましたが、今後もサステナブル観光事業が大切であると考えております。令和5年以降も持続可能な観光振興事業を展開していくようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石田隆美智君） これで、6番、中村親夫君の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩したいと思います。

（午前10時45分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前11時00分）

◎村長発言

○議長（石田隆美智君） ここで、村長より発言の申出がありましたので、許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 先ほどの一般質問の中で、私の答弁の中でサステナブル・アイランド事業ということを申し上げました。このサステナブル・アイランド事業の内容はどうかと、どういうものなのかということの説明いたしませんでしたので、時間をいただいてここで説明いたしたいと思います。

このサステナブル・アイランド事業とは、東京宝島事業の中の事業の一環のものでございまして、神津島村が星空保護区の認定を受けた、この中で、宝島事業の中で取り組んだわけですけれども、その流れの中の事業でございます。

これは島嶼地域を取り巻く課題や地理的制約を克服するため、町村の意欲的な公民共創、公共団体、そして民間共にということで、公民共創の取組を支援し、にぎわいと活力に満ちあふれた持続可能な地域社会を創出すること、このようにうたっております。この事業を現在村のほうは内容、計画を立てて、今東京都のほうに計画を上げている状況でございます。この計画が通ればでございますが、3年間で最大5億円の100%補助がつくと、このような事業でございます。

この内容でございますが、これは都のほうから何々をなさいというものではなくて、こ

の神津島村が例えば観光であるとか、漁業であるとか、農業であるとか、これらに取り組んで神津島を活性化していくんだ、ですから事業は、内容は島がこれをやりたいということであれば何でもいいわけなんですね。

その事業が認められれば、順調にいけばですけども、認められれば9月頃までには都の認可が受けられればいいのかなど、このように考えているところでございまして、これから鈴木佑典議員の農業に関する質問もありますが、その中でもこのサステナブル・アイランド事業というのが出てきますので、そのようにご承知おきください。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

◇ 鈴木佑典君

○議長（石田隆美智君） 続きまして、4番、鈴木佑典君の一般質問を許可します。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議長の許可を得まして、4番、鈴木が農業振興、神津島ファームについて村長へ一般質問をさせていただきます。質問の詳細については自席にて行わせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） では早速、質問に入らせていただきます。

私は神津島村の地域の発展と繁栄に心から関心を寄せており、願っております。村長の令和5年度村政運営基本方針において、地場産業の振興と活性化のさらなる推進を掲げられており、その中でも農業振興において核となる神津島ファーム整備により、農業経営の共同化、新規作物の試験栽培や地産地消、肉体的及び経済的な軽減を図り、農業経営の安定化を推進していくとあり、村長の農業振興に対する熱意と施策を歓迎いたします。

しかしながら、この基本方針の具体的なビジョンが明確に示されていないと感じており、より具体的な内容を知ることが振興と活性化のさらなる推進には重要であると考えております。

質問1として、どのような計画が進められているのか、具体的な作物、生産量や収入額目標、担い手と活性化への取組について伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

神津島ファームについての計画ということでございまして、これは令和5年度に焼山地区

の7,355平米、この農地、これが未利用となっております。ここに農地として約5,100平米の抜根伐採をいたしまして農地を造成、現在活用されておりますが、老朽化しているビニールハウス、これ8棟分ありますが、これらを撤去して、そこに新しいビニールハウス10棟を建て替える予定をしております。

栽培作物に関しましては、農協や農業者との協議の中で最終的に決定されていくと思いますが、レモン、パパイヤなど新規作物、キュウリ、トマト、キャベツ、ブロッコリーなどの季節野菜を栽培予定しております。

現在村がブランド化を目指しているレモン栽培、これの目標としてはハウス1棟当たりでの収穫量を最終的には1千個から1,500個、これは1個当たりの単価につきまして、現在八丈では1個当たり800円から1千円で取引されていると、このように伺っておりますが、神津島においては昨年度、個数はまだ少なかったですが、地元消費で1個300円で取引されておりました。この単価をさらに500円、そして600円と品質の良いものを提供し、ブランド化を図っていききたいと、このように考えておるところでございます。

新規ハウスの利用者につきましては、既存のハウスを利用している認定農業者の方がメインとなりますが、自家野菜園的な、野菜等の栽培経験のある民宿のおかみさんや子育て世代のママさんたちなどの兼業的農家も対象であり、さらにハウスの増設後には新規就農者も加えることで農業技術の継承、そして担い手育成を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 村長の答弁、分かりました。レモン、パパイヤ等も考えていくと、新規栽培でやっていくと。

その単価を上げるに関してはブランド化をしていくという話なんですけれども、神津島だとやっぱり農地面積が少ない。また、それを出荷するとなると輸送コストがかかります。量よりも質という話になってくるんですけれども、その生産物に対してどのように高付加価値をつけるかということが重要になってくるのかなと思います。

商品のストーリー性だったりとか、あとはオリジナル性、あとは加工なども含めた6次産業を視野にしていくことがさらにより単価を上げる施策になるのではないかなと私は考えます。この収入の安定が担い手づくりに重要だと考えるので、ある程度具体的な1棟に対して800円のもので1千個はできるというような安定した収入となることを住民に知っていた

だと、今後の農業振興につながるのではないかなと私は考えます。

続きまして、質問2として、農業経営の共同化による負担軽減や新規作物の試験栽培、地産地消の推進、農業経営の安定化、デジタル化に関しても具体的な方策や計画があるのか伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

この質問の2につきましては、農業の経営共同化、これは個人経営ではどうしても、今高齢化、そして担い手不足などによりまして、開墾とかハウスの設置などとか大変な労力の負担となっております、農業が継続できない、このような状況にあるわけでございます。また、施設を建てるにしても、そしてまた器具とか機械をそろえると、このような面でも大きな投資、費用の面で大きな負担を強いられることとなってくるわけでございます。

これらの労働力の軽減、そして費用の負担の軽減ということで、設備投資に係る部分は村で担い、共用ハウスでの共同作業を通じて体力的な負担の軽減と農業技術の継承を図っていききたいと、このように思っております。

また、令和6年度以降開墾を予定しているこの未利用地の、さっき10棟と言いましたが、さらに五、六棟程度のハウスを増設して、農地の拡大、生産性の向上、新規作物の試験栽培に活用していきたいと考えておるところでございます。また、資材置場、そして作業場、休憩スペース、貯水タンク等の附帯設備等も、これは村が建設して作業環境の充実を図っていききたいと、このように思っておるところでございます。

また、この地産地消の推進ということでございますが、これは先ほどの中でも述べましたように、新規作物にいたしましても、野菜等につきましても、私はこれを内地に出荷するということでは、現時点では考えておりません。島内消費に全部回せる。その余ったもの、生産が拡大していった段階で島外に出せばいいのかなと。その前にまず島内で地元の野菜、そして果物、生産物を使う、これらを徹底していきたいなど、このように思っておるところでございます。

また、農業のデジタル化ということでございますが、これは農業にロボットやAI、そしてIoTなどのデジタル技術を導入して安定した農業を実現させることというようなことに解釈されておりますが、農業のデジタル化に関しましては、現時点ではこの詳細な計画は確定しておりませんが、先ほどもあったように現在計画を進めているサステナブル・アイランド事業の中において、これらが可能であれば、この田の沢地区を活用して進められていけば

いいのかなと、このように考えておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 農業者に対して経済的軽減のための村からのハード整備の支援、これは大変ありがたいことだと私も思います。そのハード整備をした後のランニングコスト、こちらのほうも村の負担支援などがあればよいかと私は考えます。

また、肉体的軽減というところが、共同化によって、また雇用支援などによって、肉体的な支援というのも大変助かるところではありますが、作業自体がやはり人員が必要というところは変わりはなくなるのではないのかなと感じますので、そこを改善できるところがスマート農業、先ほど村長のおっしゃった田の沢で計画するかもしれないという、こちらが必要になってくるのかなと思います。

スマート農業によって労働自体の軽減化、スマート農業によって農業の技術、こちらの継承につながると考えますので、ぜひ今後も田の沢地区以外にもいろいろなところで取組をお願いしたいと思います。

次に、3として、地域の発展には住民の協力と共感が欠かせないと考えますので、この基本方針の実現に向けて、村の関係者や地域の住民がどのように参画する予定であるのか、民意を反映した取組が進められているのかお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁いたします。

この住民の協力、共感ということでございますが、神津島ファーム計画におきましては、この令和4年度の計画策定の段階で、認定農業者さんたちを中心に、農業に携わっている方々からのヒアリングを実施しながら、経営の形態、栽培作物などを検討してまいりました。

また、令和6年度以降のハウスの増設の部分に係る部分やサステナブル・アイランド事業での農業振興計画におきましても、既存農業経営者だけでなく新規の就農者のハウス利用、施設運営も視野に入れた計画を取り入れ、取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 村長から、今後新規に住民のほうにもここに携われるような計画があると。この計画に対して住民に参画やビジョンの共有をするように、地域に一体感と協力を生む政策をしていただければと考えます。農業振興に関わる人を増やし、これ関係人口と同じだと思うんですけども、この関係人口を少しでも増やしていくことによって担い手不

足の解消につながるのかなと私は考えております。

次に4として、村政運営基本方針のビジョンについて、より広く一般の住民に理解されるための情報発信や周知活動についても伺いたいです。住民の関心や参加意欲を高めるためには、透明性のある情報共有が重要であると考えますので、具体的な取組や予定について伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。この村政運営の基本方針、これらをより広く住民の方にとということでございます。

この質問の継続の中で、神津島ファーム計画に関しましては、令和6年度運用に向けて農協、認定農業者、兼業農業者の方への説明会を今後予定しておるところでございます。

また、不定期発行ではありますが、農業委員会だよりなどの中で村民に対しても今後の計画の周知、概要説明、意見の募集等を予定しておるところでございます。

さらに、質問が村政運営の基本方針のビジョンということで、農業に関してだけのことなのかちょっと分かりませんでしたので、さらにこの村政運営の基本方針全般ということであれば、村が管理している情報は個人情報や特別な情報以外、全ての情報が共有されるべきであると、私はこのように考えております。

しかし、情報には年齢、職業、性別などによって、おのずからその人、立場によって必要な情報が限られてきます。異なってきます。子育ての情報を必要な方は子育てに関する情報を、そして高齢者介護に関する情報が必要な方は高齢者介護に関する情報を、また、農業とか漁業とか、これらに関する情報など、村が管理している情報はいつでも提供できるようになっております。必要のない情報を一方的に提供することは行っておりません。

また、議員さん皆様も議会や公務に関する中で、住民の皆様提供できる情報はあろうかと思っておりますので、その点につきましても議員さんのほうから提供できるような説明といたしますか、情報はしていただければなど、このように思っておるところでございます。

今後も村は、住民の皆様が必要とする情報はいつでも提供し、共有できるような体制を継続してまいります。

以上、回答を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

村長のこの村政運営基本方針について、いつでも情報を取りに来てくださいと。また、議

員各位もその情報を住民によく周知してくださいと。村一体となって、そこに向けて邁進していくことが重要かと考えます。

また、神津島ファームについてのことですが、現時点で農業振興の課題は収入の不安、また担い手不足、あとは休耕地の増ということが考えられます。農業者を増やすには収入と労働と経費とのバランスが重要であり、今現在、村ではこちらのほうに支援を取り組んでいるところだと考えています。

ここの島で生産量、輸送コスト、また先ほど村長は地産地消とおっしゃいましたが、その単価をやはり上げなければ収入につながっていかないとしますので、その単価を上げるための施策というところまでのビジョンを考えていかなければならないのではないかなと私は考えます。

また、農業の活性化に対しては先ほども私も説明したんですが、今後の人口減少、高齢化に対して農業に関係人口をつくっていかねば担い手としてならないと思いますので、教育機関や観光関係、また福祉、様々な関わりが活性化を生み出すのではないかなと私は考えますので、そちらのほうも模索していただければなと考えます。

また、休耕地、そちらの課題に関しては、ほかのところで行っている農地バンク、またはウェルビーイング、健康で幸せ度を上げると、そういう形の農業。農業を中心ではなく、半農半Xみたいな形で、農業をやるとこのぐらい幸せ度が上がりますというようなアプローチの仕方も農業振興の一つではないかなと私は考えております。

ぜひ農業振興に住民が一体となって取り組めるように、村長がリーダーシップを発揮していただければなと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（石田隆美智君） これで4番、鈴木佑典君の一般質問を終わります。

◎同意第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第5、同意第4号 「神津島村農業委員会委員の任命について」を議題とします。

この案件につきましては、5番、関 真樹君に関わる案件でありますので、5番、関君の退席を求めます。

（5番 関 真樹君退席）

○議長（石田隆美智君） それでは、提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、同意第4号 「神津島村農業委員会委員の任命」につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

農業委員会委員は、議会の同意を得て村長が任命することとなっております。令和5年7月19日をもって現在の農業委員が任期満了となることに伴い、今回提案させていただくものでございます。

裏面に10名の方の名前が記載されています。清水公臣子さん、繁野 武さん以外の8名の方は、現在も農業委員としてご尽力いただいております、再任をお願いするものでございます。

任命候補者皆様は農業に関する所見を持っており、農地の利用促進や農業振興など、その職務を適切に行ってもらえる適格者であると判断し、提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては令和8年7月19日までの3年間となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

討論のある方は、討論してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 候補者の方に異存はないんですけども、議員の代表として出る場合、前は慣例として1期ずつ交代していたんですよ、議員さんが。それがいつ頃から再任、再任というふうになったのか。

というのは、やはり議員さんもこういう会議に出ていろいろ経験していくことが、多様な意見も聞きながらその議員の徳を高めることにもなるし、結果として農業委員会にもいい影響を与えると。そういう観点から、あまり1人の議員を固定して農業委員会委員とすることは好ましくないのかなということで、前は慣例で1期ずつ交代していったので、それをどう考えますか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 確かに私も、そうであったのかなというふうに、過去ですね、記憶しております。これがたしか平成29年頃、法律の改正がありまして、それまでは選挙によって行っていたんですよ。それが平成29年頃の法改正だと思う、その改正によって村長が任命して、議会の議決の下にこれができるということになったものですから、多分そのときからこ

のようになったのかなというふうには認識しておるところでございますが、全く2番議員さんのおっしゃるとおりでございます。今後選定に当たってはそこら辺も考慮しながら任命の提案をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 最近になって選挙をしなくなった。実際、その前も選挙はなかったんですね。あるという名目の下でみんな認定してもらっていたということです。やっぱりいろんな人を、農業をやっている人もいろんな人を替えながら、みんなに意見共有していかないと、役員が固定されちゃうと、やっぱりそれはそれで弊害も起きるのかなと思いますので、これからそういうことを踏まえて人事をやってもらうようにお願いします。

（「分かりました」の声あり）

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） なければ、討論なしと認めます。

それでは、日程第5、同意第4号については1人ずつ順にお諮りいたします。

まず、中村隆儀君に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして、浜川富子君に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定いたしました。

続きまして、藤井猛夫君に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、清水章子君に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、清水喜代志君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(石田隆美智君) 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、石田廣彦君に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(石田隆美智君) 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、関 佐代子君に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(石田隆美智君) 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、関 真樹君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(石田隆美智君) 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、清水公臣子君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(石田隆美智君) 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

続きまして、繁野 武君に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(石田隆美智君) 挙手全員。

よって、同意することに決定しました。

よって、日程第5、同意第4号 「神津島村農業委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

ここで関 真樹君の入場を求めます。

(5番 関 真樹君着席)

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第6、議案第28号　「神津島村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君）　それでは、議案第28号　「神津島村税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回は、国の令和5年度税制改正で地方税法が改められたことにより、本村の税条例におきまして軽自動車税の規定を改めるものでございます。

詳細の内容ですが、会議資料のほうをご覧ください。

会議資料、条例第82条ですが、これは軽自動車税の種別割の税率に関する規定で、今回の改正により、三輪の特定小型原動機付自転車、これはいわゆる電動キックボードと呼ばれるものですが、こちらがミニカー区分から原動機付自転車区分へと移行するものでございます。

なお、この税条例は令和5年7月1日から施行し、令和6年度課税分より適用となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君）　このキックボードの課税についてなんですが、年額の税額で考えると2千円から2,400円、あるいは3,700円とあるわけですよね。このうちのどの分野に入ってくるのかを説明願います。

○議長（石田隆美智君）　企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君）　今回の税条例に関係する三輪の特定小型原動機付自転車、電動キックボード、こちらは現行3,700円の課税となっておりますが、今回の税条例の改正に伴いまして、会議資料（1）のア、2千円の区分に移行されることとなります。

なお、この3,700円の適用を受けております電動キックボードについては、本村の該当車両はございません。

○議長（石田隆美智君）　7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君）　この条例の附則を見ますと、令和6年の税額から適用になるということのようですが、令和5年度に登録した場合でも、これは税はかからないという解釈

でいいですか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらの税条例の施行が令和5年7月1日以降となりますので、それ以降の取得された車両が令和6年度の課税対象となるということでご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第28号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第7、議案第29号 「清掃センター施設整備更新工事請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第29号 「清掃センター施設整備更新工事請負契約」につきましてご説明いたします。

本案は、令和5年6月6日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、清掃センター施設整備更新工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億1,440万円。
- 4、契約の相手方、エスエヌ環境テクノロジー株式会社。
- 5、工期、契約締結の翌日から令和6年3月15日まで。
- 6、支出科目、一般会計、（款）衛生費、（項）清掃費、（目）塵芥処理費。

詳細の内容につきましては副村長から説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） それでは、清掃センターの施設整備更新工事の概要について説明いたします。

会議資料、A3の6枚綴り、こちらの資料をご覧ください。

会議資料の1ページをご覧ください。

工事件名、工事場所、工事費、工期につきましては、先ほど説明もありましたので割愛させていただきます。

工事の目的ですが、清掃センターの機能の延命を目的に、安全で円滑に運転、維持管理を継続できるようにするため、令和3年度から令和6年度にかけて清掃センターの設備の機器類等の更新並びに補修工事を行います。

工事内容について説明いたします。

説明の前に、議員の皆様にご覧いただきお詫言があるんですけども、会議資料の2ページ、3ページ、5ページ、6ページの図面なんですけど、これが施工箇所を着色している図面なんですけど、ページ番号を付したときに図面と着色した場所がずれてまして、施工箇所と着色が若干ずれているので、少し分かりづらくなっているところがありますので、その辺はご容赦をお願いいたします。

それでは、説明いたします。2ページをご覧ください。

これは受入供給施設、ごみクレーンの図面になります。赤く着色された部分の更新工事を行います。主には吊ワイヤーロープやバケット給電ケーブル、インバータなどの取替工事を行います。

次に、3ページをご覧ください。

燃焼施設整備の図面になります。着色されているごみホッパ中間シュート、各火格子と枠の取替えを行います。劣化による取替えとなっております。

次に、4ページをご覧ください。

燃焼ガス冷却設備の図面になります。ガス冷却室耐火物更新工事、ガス冷却室の耐火性の、この赤色と青色で着色されているガス冷却室の内壁なんですけど、黒いぽつぽつで表示されていますけれども、この内壁を劣化のために全て交換となります。

それと青色で表記されていますこの部分なんですけど、これはケーシングと申しまして、外側の鉄板部分になるんですけど、このケーシングは青色というか緑色の部分については全面的

に更新となりますが、赤色の青線の部分については、ここは破損箇所の補修ということになります。

その下に黄色く着色されている部分なのですが、これはダスト排出装置となりまして、これも全面的に更新となります。この装置は、燃焼室から排出されました排ガスがこの冷却室を通りまして、排ガスの中には飛灰とか粉じんなんかが含まれておりますので、この冷却室で冷やされて、それが冷却室の底にたまりますので、そのたまった飛灰をガス冷却室の外へ出すため、外のダストコンベヤに排出するための機械となっております。この機械も劣化のために交換となります。

続きまして、5ページをご覧ください。

これは灰固形化設備の図面になります。これは大分ずれているんですけども、これは青で着色された部分がダスト定量切出しコンベヤになります。真ん中の赤く着色された部分がダスト混練機になります。一番下の赤く着色された部分が薬剤の供給タンクユニットになります。これらが劣化によりまして更新を行うものでございます。

このダストコンベヤによりまして、先ほどの飛灰などがこのダスト混練機に投入となります。飛灰には水銀や鉛などの有害物質などが含まれておりますので、このダスト混練機の中で薬剤、キレートという薬剤になりますが、これと混ぜ合わせて、こういう重金属、有害な重金属を固形化して外へ漏れ出さないように処理する機械になります。これらの更新工事となります。

図面の6ページをご覧ください。

この着色された部分の各施設の清掃を行います。また、更新工事で撤去された機材については、清掃処理しまして島外排出にて処理を行います。

以上、説明のほうを終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に関しては、昼食休憩後から行いたいと思います。

ここで1時30分まで昼食休憩とします。

(午前 1 1 時 4 6 分)

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

○議長（石田隆美智君） 午前中に、日程第7、議案第29号 「清掃センター施設整備更新工事請負契約」の提案理由の説明は終わっております。

これから質疑を行います。

質疑してください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 会議資料のほうでお聞きしたいんですけども、まず1番目のクレーンの更新工事なんですけど、今回ワイヤーロープの取替えとか、ケーブル、インバータの取替えとなっているんですけども、今回の工事ではごみをくみ取るバケットは入っていないんですけども、以前取替えがされているのかどうなのか、その辺1点。

それから、（5）の炉内の清掃についてなんですけども、この装置等の工事については令和3年度に実施しているわけなんですけども、その後、令和4年、令和5年と毎年この清掃をやっているんですよね。電気集塵機については大気汚染を防ぐ大変な役割を果たす装置なんですけども、法的に毎年清掃をやりなさいというふうに決められているのか、その辺をお聞きします。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） それでは、お答えします。

まず、最初の質問なんですけども、バケットにつきましては以前交換を行っております。3年ぐらい前に交換を行っておりますので、今回は吊ワイヤーとか、あとバケットの給電ケーブル、これらの交換となります。

清掃についてなんですけど、特に清掃につきましては毎年法令でしなさいという規定はございませんが、年間を通して清掃センターは運転しておりますので、当然施設の壁面にはばいじん等が付着しますので、施設の外に有害物質は排出できませんので、清掃することによってその辺を、有害物質を出さないためには毎年の清掃が必要と考えておりますので、清掃のほうは行っております。これはほかの内地の施設も毎年清掃は行っているみたいです。

年間、排ガスやダイオキシンの検査等は定期的に行っておりますので、そちらのほうでも基準値を超えることはありません。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 全体的について1点、2点質問させていただきます。

現在の清掃センター設備の延期については、新清掃センターの建設にちょっとつまずきま

して、現状の施設を補修していくんだという、そういう方針を私どもは理解しております。

その中で、一般的なんですけれども、このストーカ式の燃焼の炉については、大体設置されてから30年か40年ほどで経年劣化で建て替えという場合が多いんですけれども、神津島の場合は何年経過しているのか、そして焼却炉本体の更新はあったのか、焼却炉本体の更新、取替え、この点について伺います。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） まず、本村の清掃センターですが、平成6年から運転をしておりますので、今、平成35年ですので29年間ということになります。

あと、焼却炉全体での取替えというのはしていませんけれども、部分的に損傷箇所を補修しながら延命を図っているという状況でございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 今回の1億1千万円程度のお金なんですけれども、内容は炉本体でなくて附属設備ですか、そこら辺が多いのがかかっております。今後また短期、中期的に相当設備の更新だとか補修費が積み重なっていくのか、大体の何年度に幾らとか何年度に幾らとか、そういうような中期計画の積算というのがもうできているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この更新工事ですが、これにつきましては来年まで大規模な改修、整備計画はできております。来年はこれから積算をするんですけれども、9千万円とか1億円とかという金額になるのではないかと、これはあくまでも概算ですけれども、その後、令和7年度以降は通常のメンテナンスというか、3千万円ぐらいで推移していくのではないかと、いうふうには計画されております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 私もこの塵芥処理費が相当かかっているというのは、やっぱり島の財政を逼迫しますので、今年度と来年度1億円程度かかるということで、それ以降は3千万円程度ということなんですけれども、きちんと炉の現状を調べながら、なるべくお金をかけない方策でやっていくように、その代わり、大事なごみ焼却施設なので、これは当然あと10年程度まだ使うということで進んでいるんでしょうから、きちんと短期、中期、長期計画、どのくらい費用がかかるのか、そこら辺をきちんと整理しておいて進めていただければいいのかなと、かように思います。

（「議長、前担当として発言の申出をお願いいたします」の声

あり)

○議長（石田隆美智君） 前環境衛生課長、氏井君。

○教育課長（氏井重和君） すみません、前担当しておりましたので、私のほうから説明させていただきます。

今回のこの延命計画のほうに関しましては、事前に調査のほうをいたしまして優先順位をつけて実施しております。当初、令和3年頃から始まって今年が4年目、来年で5年目を迎える。最初のこの5年間に関しましては大がかりな部分を実施していく。これは副村長の説明のとおりでございます。それに対する15年間の延命の中の金額的な計画というのも出来上がっておりまして、それについては以前、議員の皆様にも資料でお渡ししたことがあります。

（「新しい議員にも来ている」の声あり）

○教育課長（氏井重和君） そうですね。それはまた担当のほうからお配りするような形を取らせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この工事の開始予定と、まずその工事期間に運営停止をする期間がもし分かれば説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この工事の開始期間ですが、当然、議会承認を受けて契約ということになりますので、それからいろいろ施設によっては業者が替わったりもしますので、取りあえず着手は、契約は終わり次第契約するんですが、実際現場へ入ってくるのがいつというのはちょっと、今現段階で資料がないので何とも言えないんですけども、後で調べてそれは回答させていただくということ……

（「工事中の、それが使えなくなる」の声あり）

○副村長（桜井隆明君） はい。

それで、当然作業によっては運転停止をしないとできない作業もありますので、その期間は最長で2週間と考えております。2週間程度でありましたら、清掃センターのピットの中に可燃ごみ等はストックできますので、集積作業とか住民の生活に影響のない範囲で工事のほうを進めていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この工事に関して、住民に特に影響はないという回答を得ました。

あともう一つ、この清掃センター自体がもう既に何か所か雨漏りをしているということを知ったんですけども、躯体自体は今後の計画であるのかなのか、そちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 現在、来年度までは大規模な施設の改修工事の計画はあるんですけども、躯体についてはその計画の中には入っておりませんが、確かに劣化している部分もありますので、今後躯体については調査をしていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 今現在、清掃センターの中身を更新したり、補修したりしていると思うんですけども、躯体自体がもし雨漏り等発生していると、それによって余計な損害を生んでしまう可能性もありますので、そちらの躯体のほうの調査も早急に始められたらいいかなと思います。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） そちらのほうの調査も早急に始めたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 確認なんですけれども、焼却できない期間が2週間で、通常の収集はそのまま行って、また大量の持込み等が2週間の期間は停止になるというような形なんですか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 大量の持込みというのは段ボールとか、そういうものでしょうか。それも、量によってですけども、場合によっては別なところでストックするという形を取る場合もあります。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 本当に通常どおり、持込み等もというか、止まることはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） はい。住民の皆様の生活に影響をなるべく与えないように、なるべくというか影響は与えないような形で工事のほうは進めたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第29号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議案第30号 「村営バス購入契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第30号 「村営バス購入契約」についてご説明いたします。

本案は、令和5年5月23日、特命随意契約による物品契約につきまして、契約締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、村営バス購入。
- 2、契約の方法、特命随意契約。
- 3、契約金額、957万8,590円。
- 4、契約の相手方、有限会社神津島ダイハツ商会。
- 5、工期、契約締結日から令和5年11月30日まで。
- 6、支出科目、一般会計、（款）商工費、（項）商工費、（目）観光費。

詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） それでは、詳細についてご説明いたします。

今回の村営バスの購入は、現在、村が所有している村営バス6台のうちの1台、これが一番購入年月日の古いバスでありまして、平成21年に購入されて14年が経過し、経年劣化も激しいことから、今年度の車検切れに伴って新たに入替え購入を計画するものであります。同程度のバスということで、トヨタコースター、25人乗りのバスに買い換えまして、資料の2

ページ目にありますように村営バスとしての全塗装を実施して、11月に入替えという形となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほどの課長の説明で、今現在、村営で6台のバスがあり、一番古いものが14年経過したことによって新しく買い換えるということなんですが、この購入したバスの耐用年数も約14年ということですのでよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） バスの耐用年数については詳しく調べてありませんが、この26人乗りのバスというのが年間通して一番利便性の高い、夏の繁忙期、それから冬の閑散期においても就航している一番のバスでありますので、足回り等も大分劣化が来ているということで、今回新しいものを購入させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） そうしたら、今買い換える25人乗りのバスは、村の中で一番稼働しているバスという認識でよろしいでしょうか。

また、もしその稼働率をもっと向上させるという施策等も、もしありましたらお願いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） まず、このコースタータイプが一番小回りが利いて、村内においてもよたね広場等にも入っていきやすいバスとなっておりますので、閑散期、繁忙期においても一番利用度の高いバスとなっております。

稼働率の向上につきましては、バスの時刻表等におきまして、前浜、多幸湾の旅客輸送、それから天上山、あるいは赤崎方面への観光バスとしての利用を現在も図っておりますが、一番のネックとしましては、船と飛行機の便においてなかなか時間帯が一致しないものですから、どうしても多幸湾と飛行場を結んで1台のバスで行くということがなかなか難しく、飛行場においてその発着時間等もずれたりしますので、なかなか利便性の向上にはつながっておりませんが、今後こうした利便性を図ることとして、飛行場の直通バスというのも検討

の一つになっておりますので、その辺で利用率の向上を図っていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほど課長の説明のとおり、観光でも一番使われると。利便性の悪いところをこれで緩和できたらいいなと思うのが1点と、もう一つ、住民のために福祉とか教育方面で活用していただけるような施策も考えたらいかがかなと思います。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 教育、福祉に関しましても、現在、学校見学あるいは保育園の遠足等においてもこのバス、特にこの26人乗りタイプのバスを2台等で利用して活用しております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 塗装イメージが従来どおりですけれども、アニメのラッピングバスを増やす予定というのはないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） アニメのラッピングにつきましては、令和5年度当初予算には計上してありませんが、今後、検討課題として産業観光課内でも考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第30号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第9、議案第31号 「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 12ページの工事請負費でお聞きします。

小露天風呂の壁面改修工事ということで、これは昨年度崩落した小露天風呂だと思うんですが、1,500万円の計上をしているわけですけれども、その1,500万円の工事の内容ってどういう形で改修するのか、それをお聞きします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この温泉小露天風呂、先ほど3番議員さんおっしゃったように、昨年崩落によって落石がありました。その後は調査と設計を12月補正で組みまして、令和4年度において調査と詳細設計を組みました。令和5年度当初予算においてはまだそうしたものが出ていませんので、あくまでも概算工事という形で2千万円を計上させていただきました。

その後、詳細設計等上がりまして、今回の小露天の工事においては大きく三つの工法を用います。一つは岩盤接着、表面の亀裂等をモルタルで塞ぐ。それから鉄筋挿入工、亀裂に対して鉄筋を挿入して、亀裂がこれ以上広がらないようにする。最後、今回会議資料として写真が掲示してありますけれども、ロープネットで表面を覆うものであります。この写真は現在、神津島村の水がしりの先の斜面において実施してあるものですが、これを参考事例として資料として計上しておりました。

この岩盤接着と鉄筋挿入工、それから表面をロープネットで押さえるということで、安全確保を図った結果、3,500万円に工事費が計上ということになっております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 従来の露天風呂については、自然の湯を利用して温泉を出していたわけですが、そういう形にはできないですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回の工事におきましては、温泉の配水においては従来と変更なく行う予定でおります。あくまでも壁面の手当が今回の工事のメインとなっております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 現在6月、これから工事が入るわけですが、夏にはこの露天風

呂の使用はできるのかできないのか。それと、小露天風呂の両脇の岩盤等についても崩れない、崩落しないような調査はしてありますか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） まず1点目なんですけれども、工事のほうは今回、補正通った後に契約をするんですけれども、壁面工事という大規模工事でありますので、工期のほうは来年2月あるいは3月までを予定しております。なかなか夏前の施工完了等がちょっと厳しい状態になっておりますので、実際の工事着手というのは秋以降を予定しております。

また、今年度、温泉の工事がこれ以外にも受電設備と配管改修がありますので、できれば繁忙期を過ぎた後、秋から冬にかけて工事を集中して、なるべく温泉の閉館期間が短くなるような考えで施工計画を今後立てていく予定でおります。

それから、壁面全体につきましても、ネット工自体は小露天風呂の上部分を覆うようにしておりますが、小露天周辺の壁面については調査で、岩盤接着、それから鉄筋挿入で対応する予定になっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 同じく12ページの委託料、温泉施設費の委託料なんですけれども、温泉施設臨時作業員委託料、それと工事請負費の受電設備の移設工事について、この内容を教えてください。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） まず1点目、委託料、温泉施設臨時作業委託料、これにつきましては現在温泉職員の不足ということで、温泉自体を午後2時開館という形を取っております。この職員が不足した分の作業を建設業協会にお願いして作業の委託を図るというものです。委託料としまして月33万円で、繁忙期を過ぎるまでの5か月分という形で165万円を計上させていただきました。

それから、受電設備の移設工事の追加、これも当初予算計上段階における概算での工事費1,500万円を計上してあったんですけれども、この受電設備自体を取り替えるに当たりまして、当初はクレーンでつり上げて交換を予定していたんですけれども、温泉設置当初に比べましてスロープ等もできて、クレーンでの撤去、新設が非常に難しいと。受電設備自体を組み立てて、あるいは分解して撤去、新設するに当たりまして、これは専門的な技術が必要ということで、外部からの労働力の派遣が必要になってくるということで、当初予算額よりも増えた。さらには、この受電設備自体の、現在の物価高騰に伴いまして材料費等も高騰し

た結果、1千万円の追加とさせていただきました。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 現在の温泉が午後2時から営業ということで、非常に来島客、観光客の方に非常に、例えば天上山さんからとか、登ってもすぐ入れないということがあって、非常にクレームとまではいかないんですけども、そういう話が聞こえてきます。ですから、なるべく11時頃から何とか営業できるような形になっていけばいいなどは思っているんですけども、この臨時作業員が入ったとしても、これ11時にはならないんでしょうかね。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この臨時作業委託において、業務のほう慣れて手際よく準備等できるようになれば、一応私どもの考えとしては、7月以降は11時開館を目指して繁忙期のほうは対応していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） やはり神津島は、当然また夏季になりますと、山登りはそうでもないんですけども、スキューバダイビングとかそういうような、海で泳いで楽しむお客さんが来ていますので、少なくとも夏季繁忙期に11時頃から営業できるような形で進めていただければいいのかなと、かように考えております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 同じページの備品購入費です。庁用車購入200万円の計上ですが、どのようなタイプの車種なのか説明願います。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回、購入を予定しておりますのは7人乗りの普通自動車で、いわゆるガソリンと電気を利用したハイブリッドタイプを計画しております。こちらも予算計上当初の価格で計上しましたが、物価高騰の中で今回追加補正とさせていただきました。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 財源内訳を見ますと都の支出金のみの計上ですが、これは100%都の支出金で賄えるという考えでよろしいですか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらの特別財源につきましては市町村総合交付金でございます、ご指摘のとおり10分の10というご理解でよろしいかと思っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく先ほどの6番議員さんとかぶるかと思うんですけども、委託料のところでお伺いします。

温泉施設臨時作業委託料165万円、先ほど課長の説明で繁忙期のときの5か月分と。その臨時作業員によって7月からは通常営業という話だったと思うんですけども、そうしたら5か月が終わった後はなしで、また2時からの営業再開となるということによろしいでしょうか。それともその間にまた職員の募集をすとか、そういった計画があるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この臨時作業につきましては、あくまでも繁忙期に対する臨時的なものでありますので期間限定となります。当然、現在も職員、会計年度、アルバイト双方において募集をかけている段階であります。なかなか見つからないというのが現状です。なるべく職員、会計年度で対応できればそれで一番いいんですけども、取りあえず今回繁忙期を乗り切るための臨時的な手段として考えていただければと思います。

今後はもう少し、アルバイトにおいてもある程度時間を区切って、夜遅く9時まで、半日の作業というのがなかなか見つからない要因の一つともなっておりますので、夕方からの小時間程度のアルバイトという形でも考えて職員の補充等をしていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 10ページのほうの工事請負費、開発総合センター空調改修工事の、一応こちらの説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 今年度行いました空調の点検により、2階の調理場のエアコンが老朽化により動作しないことが分かりまして、まず複数のガス台を使用する調理場であるために夏場までに復旧したく、今回の予算計上とさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長（石田隆美智君）　ここで、村長の行政報告に対する質問等がございましたら質疑してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君）　3月22日、波力発電に係る現地視察とありますが、村長、これは前の業者と同じ業者なんですか、別の業者ですか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田 弘君）　これは以前にもこういう話があるよということで皆様のほうには報告したところでして、同じ業者でございます。

今回のやつは22日に現地に来ましたという報告でございまして、その際に漁業者、これは代表理事である浜川組合長、そして地元の支庁の港湾のほうと話をし、この中でもし紹介していただければというような仲介をしたということでございます。

それをどうなるか、どうなったのかということについては、まだ私のほうも確認しておりませんが、前と同じ業者でございます。

○議長（石田隆美智君）　1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君）　4月27日、東京都町村長会議の中で空家の話があったとお伺いしましたけれども、どのようなお話だったのかお伺いします。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田 弘君）　これは東京都が空家対策について補助金を出しますよというようなことだったと思うんですけども、私もこの内容については、今鮮明には説明できないところなので、もしよろしければその資料などを取り寄せたいなと思っておりますので。

○議長（石田隆美智君）　ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君）　5月16日、ジュリア東京会議とあります。11月頃に計画というお話だったと思うんですけども、ここに住民はどのように参加していくのか、何か計画がありましたら説明を求めます。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田 弘君）　住民の参加というのは、来たときということで……

(「はい」の声あり)

○村長(前田 弘君) この点につきましても、やはり神父さんとか信者の方たちは住民の方たちと知り合える、情報交換できる場が欲しいというような要望が出されておまして、このコロナ禍の中でのジュリアのツアーということでは、10名程度ほどの人を集めてというような小規模なものだったんですけれども、今回50名計画しておりますので、そのような中では住民の方にも、例えば食事会の中での参加とかそういうものを作って、住民の方たちと触れ合える場を欲しいと、設けていこうということで、どういうふうにやっていくんだということについては、まだ詳細な協議はされていないところでございます。ただ、食事会等は一緒に、住民の方との食事会等はやっていきたいなど、このように思っております。

○議長(石田隆美智君) 4番、鈴木君。

○4番(鈴木佑典君) 村長が説明にあった文化の継承というところがすごく大事なかなと思うんですよね。ジュリアについてを、果たして住民、子供たちがどこまで知っているのか、今現在ジュリア祭を大規模に行われていないので、もしかしたらちょっと分からない住民もいるのではないかなと思います。そこら辺の文化の継承も含めて、できればお願いしたいと思います。

○議長(石田隆美智君) 村長、前田君。

○村長(前田 弘君) 確かに今のような形態になったのが、議員さんも全員出してもらった会議の中で、100名以下の毎年参加者が少ないと、このようなことで400万円、500万円の毎年お金をかけるのかと議会からの指摘があったわけですね。ただ、そうはいいながらも、それがずるずると何十年も引き継いで実施されてきたということでございます。このコロナ前に、幾ら何でもこれでは、費用対効果ということではないんですが、やはり考え直したほうがいいだろうという皆さんの一致した意見の中で、やり方を変えましょうということになったわけですね。

ただ、このジュリア祭はもう神津島の文化であると。50回も続けてきたわけでありまして、これは絶対なくしてはならないということの中から、予算的なもの、そして参加者も何とか多く参加できるような方法ということで、ジュリア巡礼ツアーという形で実施しようということになったわけです。ただ、その後にコロナになりまして、実際の巡礼ツアーが何回も実施できなかったというような、こういう現状があります。

さらに今回、コロナが明けた状態といいますか、コロナが鎮静化してきた中で50名を募集しましょうと。まずこれをやってみて、さらにその集まりが少ないというようなことであれ

ば、私はこの委員会の中でも申し上げたんですけれども、例えば3年に一遍とか隔年に一遍とか、このような形で、少々のお金がかかっても、以前のようにジュリア祭と銘打って実施する必要があるのではないか、このように問いかけたところでもございまして、その点につきましては、また今の50名参加型の中で、その実施状況を見ながら、このジュリア祭を文化として継承していくために何をしたらいいのかということを探索していきたいなど、このように思っておるところです。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで、前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、議長の承諾をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会に提案された議案等は、神津島村農業委員会委員の任命、神津島村税条例の一部を改正する条例、清掃センター施設整備更新請負契約、村営バス購入契約、一般会計補正予算（第2号）など合計5案件が上程、審議され、原案のとおり同意、可決していただきました。ありがとうございます。

さんざんと猛威を振るっていたコロナ感染症ですが、第5類の分類になりました。4年ぶりにコロナ以前の日常を取り戻しつつあり、いよいよ本格的な観光シーズンをこれから迎えることとなります。これを機に神津島村のさらなる活性化に向けて、村の基本理念としております「誰もが健やかで、生き生きと活力ある島づくり」に取り組んでまいりますので、村議会議員の皆様はじめ地域住民の皆様のご理解、そしてご協力をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

◎企画財政課長発言

○議長（石田隆美智君） 次に、企画財政課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 本年度予定しております庁舎の耐震等改修工事につきまして、お願いが1点ございます。

こちらの工事につきましては議決案件となっており、今後、契約に当たり臨時議会をお願いしたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎村長発言

（「議長、村長です」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） これはお願いという形になると思うんですけども、以前にもお話ししました村制100周年記念ということを開催の方向で調整しておるところでございます。

ただ、10月、そして11月も相当な、特に10月は運動会とかでほとんど日程が詰まっているということから、この村制100周年記念を11月23日、これは産業祭に合わせて、抱き合わせで実施したいと、このように考えておまして、既にもう商工会とか商工会長とも話を進めておまして、11月23日に開催するというところで計画しております。

内容につきましてはまだ確定ではございませんが、100年の歩みということで記念誌の発行とか記念グッズの配布、写真展、そして昼食を伴う祝賀会等を予定しております。これらが内容が決まってき次第、この9月の補正の中にこれらの予算を計上したいと思っておりますので、皆様のご理解をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和5年第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 5年 7月12日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 清 水 勉

署 名 議 員 鈴 木 佑 典

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和5年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第4号	神津島村農業委員会委員の任命について	5.6.12	原案同意
議案第28号	神津島村税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第29号	清掃センター施設整備更新工事請負契約	〃	〃
議案第30号	村営バス購入契約	〃	〃
議案第31号	令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第2号)	〃	〃